令和５年度　玉村町保育関係施設利用案内

令和５年度の玉村町保育関係施設の利用申し込みを下記のとおり行います。
～利用申込書等の書類を記入する前に必ず読んでください～

◆利用の申し込み

・**申し込み期間**　**令和４年９月１日（木）～９月３０日（金）まで**

産休・育休・病休などの休暇明けで仕事に復帰するなど、令和５年度中での利用を希望する場合もこの期間にお申し込みください。なお、現在妊娠中で産休・育休を取得予定の方も申し込みできます。

上記申し込み期間終了後は、２次募集期間として１２月１６日（金）まで受け付けます。２次募集に申し込んだ場合の利用決定は、２月頃を予定しています。

２次募集終了後も受け付けますが、入所が難しい場合があります。

※保護者の保育を必要とする証明書に不足等がある場合は受付できません。その他必要書類に不足等がある場合、利用調整の際、不利になることがあります。

・**受付場所**　**新規利用希望者 ： 子ども育成課（役場３階）**
継続利用児童 ： 利用施設

◆利用までの流れ（４月からの利用を希望する場合）・・予定ですので変更となる場合もあります。

認定申請 利用申込
↓
認定申請書・利用申込書等の書類を子ども育成課または利用施設へ提出します（９月３０日まで）。利用できるクラスは、令和５年４月１日現在の年齢で決定されます。

書類の審査
↓
提出書類により審査を行います。不備や不明な点は電話等による調査を行う場合があります。

利用調整
↓
利用の可否は、申込順ではありません。
保護者が保育できない程度に応じて順位を決め、利用できる保育関係施設を選定します。希望者が多数の場合、勤務条件等により希望の施設を利用できない場合があります。

面接
↓
新規利用児童の面接を保育所等にて行います（公立保育所では 11 月実施予定）。
※私立保育所及び認定こども園等では、利用決定後、各施設より利用説明等の案内が発送される予定です。

利用調整
↓
利用が決まった方には、認定通知書、利用承諾通知書を発送します。
（令和５年１月末頃発送予定）

書類提出
↓
第２子以降無償化申請書等の書類は、子ども育成課に提出してください。
児童に関する書類も、各保育関係施設に提出していただきます。

用品購入
↓
保育所等の利用に必要な物の販売があります。（※公立保育所では２月下旬～３月上旬実施予定。）お子さんと一緒にお越しください。

利用開始
利用者負担額（保育料）決定通知を発送します。（４月上旬）

問い合わせ先　玉村町役場　子ども育成課
電 話　０２７０－６４－７７１９（直通）
〒370-1192　群馬県佐波郡玉村町大字下新田２０１

◆各保育関係施設の位置

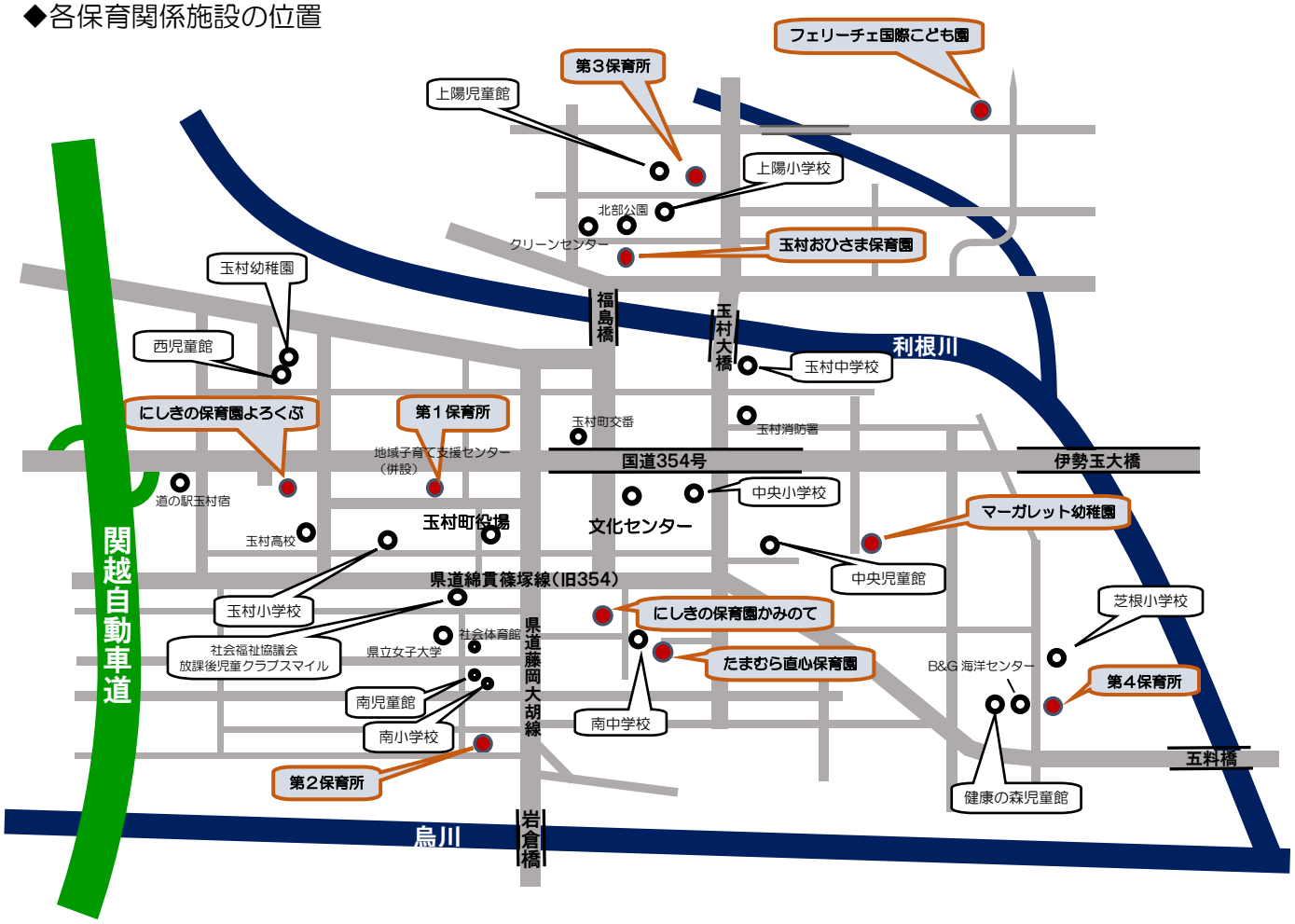

◆募集保育関係施設及び定員

８時００分～１７時００分

区分	保育関係施設名	定員	開所時間		休日保育	受入月齢	所在地	電話番号
			平日開所時間	土曜日開所時間				
公立保育所	第１保育所	220	７時００分～１９時００分	７時００分～１３時００分		４か月目から	下新田176	65-2565
	第２保育所	140	７時３０分～１８時３０分	７時３０分～１３時００分			角渕5109	65-2566
	第３保育所	110	７時００分～１９時００分	７時００分～１３時００分			樋越904	65-2567
	第４保育所	180	７時００分～１９時００分	７時００分～１３時００分			飯倉70	65-2564
私立保育所	にしきの保育園かみのて	90	７時００分～１９時００分	７時００分～１９時００分	○	３か月目から	上之手1619-5	75-1777
	にしきの保育園よろくぶ	90	７時００分～１９時００分	７時００分～１９時００分	○		与六分134	75-4692
	玉村おひさま保育園	60	７時００分～１９時００分	７時００分～１７時００分			上福島310-1	61-7337
	たまむら直心保育園	110	７時００分～１９時００分	７時００分～１９時００分			後箇215-1	30-2115
認定こども園	フェリーチェ国際こども園	60	７時３０分～１９時００分	７時３０分～１５時３０分		１２か月目から	飯塚328	75-6600
	認定こども園 マーガレット幼稚園	50	７時３０分～１８時３０分	７時３０分～１７時３０分			南玉758	65-2120

※認定こども園は保育認定のみの定員です。

保育関係施設について　保育所・認定こども園等をさします。

◆保育所とは

保護者が家庭において保育ができない場合、児童福祉法に基づき、児童の保護者に代わって保育することを目的としています。

そのため、小学校入学前の幼児教育のためや、集団生活に慣れさせるためなどの理由では利用の対象となりません。保護者の就労等により、家庭で保育できない児童が対象となります。

◆認定こども園とは

保育所と幼稚園の機能をあわせもち、保育と教育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する施設です。

認定について

保育関係施設を利用申し込みする際には、保育の認定を受けることが必要となります。

認定区分	対象となる児童	利用できる施設等
１号認定 （教育標準認定）	保育を必要としない、満３歳以上の児童	・幼稚園・認定こども園（教育部分）
２号認定 （保育認定）	保育を必要とする、満３歳以上の児童	・保育所・認定こども園（保育部分）
３号認定 （保育認定）	保育を必要とする、満３歳未満の児童	・保育所・認定こども園（保育部分） ・地域型保育（※）

※地域型保育とは小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育のことをいいます。

利用基準

１．　玉村町に居住し、住民登録している０～５歳児の児童であること。

２．　保育関係施設での集団生活に支障のない児童であること。

３．保護者が以下のいずれかの事情により、保育を必要とする状態であること。

（１）家庭外労働　　家庭の外で仕事をしている場合
（２）家庭内労働　　家庭で児童と離れて、日常の家事以外の仕事をしている場合
※１および２の要件は、<u>週１３時間以上（実働）</u>の就労が必要です。
（３）妊娠･出産　　出産の前後（出産予定月の前後２カ月）の場合
（４）疾病･障害　　病気、負傷、心身に障がいがある場合
（５）親族の介護等　長期にわたる病人や心身に障がいがある人がいるため、いつもその介護や看護にあたっている場合
（６）家庭の災害　　震災、風水害、火災などの災害復旧にあたっている場合
（７）求職活動　　求職活動（起業準備を含む）を行っている場合
（８）就学　　就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）をしている場合
（９）虐待･DV　　虐待やDVのおそれがある場合
（10）その他　　その他（町長が特別に認める場合など）

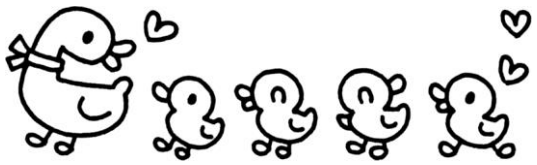

申し込みに必要な提出書類

1．**「保育関係施設利用申込書」**‥‥**児童１人につき１枚**提出してください。（記入例 P.10～11 参照）

2．**「教育・保育給付認定申請書（兼現況届）」**‥‥**児童１人につき１枚**提出してください。
（記入例 P.12～13 参照）

3．**保育を必要とする証明**（兄弟姉妹で利用申込する場合は、上の子に添付してください。）
保護者（父・母）と同居親族（１８歳以上６０歳未満：S38.4.2～H17.4.1 生まれ）の全員分が必要です。

保護者等の状況	提　出　書　類	
就労・就労予定 （週 13 時間以上）	会社等に 勤務・内職	**「就労証明書」**勤務先で証明を受けてください。 ※出産予定のある方は「妊婦一般健康診査受診票のコピー」もしくは「母子手帳のコピー（母親の名前及び出産予定日が記載されているページ）」を添付してください。
	自営業･農業	**「就労証明書」**就労内容についてご自身でご記入し、就労内容が確認できる書類（開業届の控えや売上票など）を持参してください。 ※出産予定のある方は「妊婦一般健康診査受診票のコピー」もしくは「母子手帳のコピー（母親の名前及び出産予定日が記載されているページ）」を添付してください。
就労・就労予定 （週 13 時間未満）	**「保育を必要とする状況についての申立書」**（利用承諾期間は原則３カ月です） ※「就労証明書」を添付してください。	
求職中	**「保育を必要とする状況についての申立書」**（利用承諾期間は原則３カ月です） ※ハローワークカードのコピー等、求職活動状況の分かる書類を添付してください。 新規申込の方は不要です。	
妊娠・出産	**「保育を必要とする状況についての申立書」** ※「妊婦一般健康診査受診票のコピー」または「母子健康手帳のコピー（母親の名前および出産予定日が記載されているページ）」を添付してください。	
疾病・障がい	**「傷病証明書（本人用）」** ※保護者以外の場合は「障害者手帳のコピー」でも可	
介護・看護	**「傷病証明書（介護用）」** ※用紙は保育所または子ども育成課にありますので、申し出てください。 ※介護者が保護者以外の場合は「障害者手帳のコピー」でも可	
学生	**在学証明書**または**学生証の写し** ※職業訓練校等の場合は受講期間の記載されている通知等のコピー	

※管外保育を希望の場合・・・**「管外保育希望理由書」**の提出が必要です。
※「保育を必要とする証明」に必要な書類は、玉村町のホームページからダウンロードできます。

4．保育料算定等のために必要な書類（原則不要）
令和４年１月１日時点で、玉村町に住所がなかった方については、マイナンバー制度による情報連携を利用して町で税情報を取得しますが、情報が取得できない場合は、以下の書類の提出を依頼する場合があります。

令和４年度所得課税証明書（控除等の記載のあるもの）または非課税証明書
※R４.1.1 時点に住所があった市町村役場で発行されます。
※父及び母の市町村民税が非課税の場合、同居の祖父母等の書類も必要となります。

※平成２７年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、保育料は父母の市町村民税額の合計で算定します。市町村民税額については町税務担当課へ照会させていただきます。転入された方は税額の確認ができないため、マイナンバー制度による情報連携を利用します。

個人番号の確認について　**重要**

新規申込の方は、教育・保育給付認定申請書（兼現況届）に児童、保護者及び同居人の個人番号を記入してください。また、申請保護者の個人番号については番号確認が必要になります。

★継続利用の場合・・・原則、記入は不要です。
世帯員が増えた場合は記入を依頼する場合があります。

★新規申込の場合・・・申請保護者の「番号確認書類」及び「本人確認書類」をお持ちください。
※申請保護者以外の人が申込書類を提出する際は、①申請保護者の「番号確認書類(コピー可)」②来庁者の「本人確認書類」③「委任状」が必要です。

番号確認書類（以下のうちいずれか１点）	本人確認書類（以下のうちいずれか１点）
・個人番号カード ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し	・個人番号カード ・運転免許証等 （官公署から発行された顔写真付きの身分証明書） ・健康保険証等の顔写真のない身分証明書類を２つ以上

保育料等軽減のための書類‥‥**後日、子ども育成課へ提出**してください。

以下の状況に該当する場合は、申請により保育料等が無償または軽減となります。申請の時期は改めてご案内いたします。（年明け１～２月頃予定）
※申請がなかった場合や、保育料算定に必要な情報が確認できない場合は、適用になりません。

内　容	条　件	提 出 書 類
第２子以降の保育料等無償化	児童が第２子以降であり、世帯で２人以上の子どもを扶養している場合	**「玉村町第２子以降保育料・副食費無償化適用申請書」** ＜添付書類＞・子ども全員分の健康保険証の写し ・その他必要書類
幼稚園等に通っている世帯の保育料軽減	上の子が幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用している場合	**「保育料多子軽減適用申請書」**

利用について

◆利用の基準日について

産休・育休・病休・その他休暇明けで仕事に復職するため、**年度の途中からの利用を希望する場合も申請してください。**利用時期は、復職月から可能です。但し、復職日が 14 日以前であれば前月から申し込みができます。

例）復職日が７月 14 日ならば６月からの利用申し込み可。復職日が７月 15 日であれば７月からの利用申し込みとなります。

※なお、利用決定後に元の職場に復職しないことが判明した場合には、利用決定を取り消すことがあります。

◆保育時間について

家庭の就労状況に応じた保育の必要量により、「保育標準時間」と「保育短時間」の２区分に分かれます。利用可能時間・保育料等はそれぞれ違います。保育の必要量は、保育を必要とする証明の内容によって決定します。

「保育標準時間」・・・最長１１時間の利用が可能（就労の場合、週３０時間以上の勤務が必要）

「保育短時間」・・・・最長８時間の利用可能（就労の場合、週１３時間以上週３０時間未満の勤務が必要）

※利用可能時間を超えた場合は、延長料金が発生します。

※延長保育をご希望の場合は、別途申請が必要となります（利用決定後、施設へ申請）。

※自宅での自営業の方、育児休業中の方は、原則、延長保育を利用できません。

〇ならし保育・・・新規利用児童は集団生活に慣れるまで、短時間のならし保育をお願いしています。時間等は利用が決定した施設にご相談ください。

※利用開始前のならし保育はありません。

〇利用期間・・・・通常４月から３月までの１年間です。利用申込書は毎年提出していただきます。

◆利用者負担額（保育料）について

令和元年１０月１日から、３歳児クラスから５歳児クラスの児童及び市町村民税非課税世帯の０歳児クラスから２歳児クラスの児童の保育料が無償化されましたが、３歳児クラスから５歳児クラスの副食費については、保護者負担となりましたので各保育関係施設に直接お支払いいただきます。

０歳児クラスから２歳児クラスの児童の保育料は、利用する児童の父母の市町村民税額の合計によって決定します（４月～８月は令和４年度市町村民税額、９月～３月は令和５年度市町村民税額により決定します）。ただし、父母の市町村民税額が非課税で同居の扶養義務者がいる場合は、同居の扶養義務者の市町村民税額により保育料を決定します。

毎月１日現在保育関係施設に在籍している場合は、その月１カ月分の保育料がかかります。保育関係施設に通所できない場合でも、在籍期間があれば、保育料がかかります。日割り計算はできませんので、月の途中の退所でも１カ月分の保育料を納めていただきます。

延長保育については、別途保育料がかかります。また、保育料以外の負担金として、保護者会費、絵本代などの費用を施設で集金することがあります。料金や支払方法などの詳細については各保育関係施設にお問い合わせください。

◆保育所の保育料の口座振替について

保育所の保育料は、口座振替または納付書での支払いになります。口座振替の振替日は月末（土日の場合は翌営業日、１２月は２５日頃）になります。

口座振替を希望する場合、「口座振替依頼書」を下記の指定金融機関に提出していただく必要があります。「口座振替依頼書」は子ども育成課に用意してあります。

年度の途中からでも手続きをすれば口座振替に変更できます。

児童が２人以上いる場合は、１枚に児童名を複数記入してください。

口座振替ができなかった場合（資金不足等）は、その月は納付書で納めていただきます。

認定こども園の保育料は施設に直接お支払いいただきます。

◎指定金融機関（各本・支店）……ゆうちょ銀行は指定されていません

群馬銀行・東和銀行・桐生信用金庫・高崎信用金庫・アイオー信用金庫

しののめ信用金庫・佐波伊勢崎農業協同組合・ぐんまみらい信用組合

◆求職中の方について

保護者が求職中を理由に保育関係施設を利用する場合、３カ月（90 日）以内に「就労証明書」を提出していただきます。

「就労証明書」の提出がなく、その明確な理由がないときは、保育認定基準を満たしていないので退所していただきます。

◆出産に伴う在所児（兄姉）の取り扱いについて

保育関係施設利用中に新生児を出産された場合、出産予定日から２カ月後の月末で出産の要件が終了します。翌月からの保護者の就労状況によって、利用されている児童について保育の実施を継続するか退所するかの確認をさせていただきます。

１．育児休業を取得する場合

【令和５年３月までの取り扱い】

（１）　出産時に兄姉が２・３・４・５歳児クラス……兄姉は継続利用が可能

（２）　出産時に兄姉が０・１歳児クラス……出産児童が１歳になった年度末まで兄姉は利用が可能

【令和５年４月以降の取り扱い】

（１）　出産時に兄姉が保育関係施設利用中……兄姉はクラス年齢にかかわらず継続利用が可能

※原則として、育児休業を取得する以前から就労を理由に利用されていた児童に限ります。

※出生児または母親の疾病や障がいなどにより、兄姉の保育が困難な場合は、子ども育成課へ相談してください。

※利用している保育関係施設が管外の場合は、その市町村の取り扱いによります。

２．上記１以外

出産後２カ月を経過した翌月から求職活動や就労する人については、在所児童は保育の実施を継続できますが、求職活動をする人は３カ月（90 日）以内に「就労証明書」を提出していただく必要があります。

◆転所（園）希望について

翌年度の申し込みの際、施設を変更して申し込んでください。

※転所希望の場合、新規利用希望者と同じ扱いとなりますので、利用調整の結果、現在利用している施設を継続利用できなくなる可能性があります。

◆管外保育について

保育関係施設は住所地（玉村町内）の施設を利用するのが基本ですので、町外の施設へ申し込みをするには管外保育の要件を満たすことが必要です。要件を満たす例として、玉村町の保育関係施設の利用では、開所時間内に送迎が間に合わない等の理由が必要です。

また、利用の可否が判明するのが、町内の保育関係施設を利用する場合より遅くなります（４月利用の場合は２月下旬～３月頃）。保育関係施設の所在地の住民が優先されますので、必ず利用できるとは限りません。詳しいことは子ども育成課へご相談ください。

◆必要な届出について

1．退所届‥‥以下の場合には「退所届」の提出が必要です。子ども育成課で手続きをしてください。

①町外への転出が決まった場合

転出日の属する月の月末まで利用が可能です。

転出先から玉村町内の保育関係施設を継続して利用を希望する場合は、転出先市町村の保育関係施設事務担当課にご相談ください。

②保育を必要とする事由が消滅した場合

・保護者が仕事等に従事せず、保育できる状態になった場合

・母親の出産により利用していたが、出産後２カ月を経過した場合

（育児休暇取得中は、この限りではありません。）

③長期間、休所を希望する場合

休所制度はありませんので、退所となります。

2．教育・保育給付認定変更申請書兼変更届

離婚・婚姻などによる世帯構成の変更、勤務先・勤務時間や保育の認定事由の変更などがあった場合は、保育料や保育認定時間が変更になることがあります。子ども育成課または利用施設へご相談ください。

なお、変更内容が反映されるのは、手続きが完了した翌月からとなりますので、早めに手続きをお願いします。また、住所や保護者・児童の氏名が変わった場合も、手続きをお願いします。

3．その他‥‥確定申告、修正申告、更正請求などにより、市町村民税額が変更になった場合は、子ども育成課までご連絡ください。保育料が変更になる場合があります。

保育所クラス年齢について

保育関係施設は、４月１日現在の年齢でクラスや保育料が決定します。
令和５年度は下表のとおりとなります。

生　年　月　日	クラス年齢
平成２９年４月２日　～　平成３０年４月１日	５歳
平成３０年４月２日　～　平成３１年４月１日	４歳
平成３１年４月２日　～　令和　２年４月１日	３歳
令和　２年４月２日　～　令和　３年４月１日	２歳
令和　３年４月２日　～　令和　４年４月１日	１歳
令和　４年４月２日　～	０歳

玉村町保育料基準額表（令和4年度）

各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分			保育料基準額（月額）	
階層区分	定義		3号認定	
			保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯		0円	0円
第2	第1階層を除き、所得割課税額が0円の世帯	町民税非課税世帯	0円	0円
第3		均等割課税世帯	5,800円	5,700円
第4	第1階層を除き、所得割課税額が0円以外の世帯 ※町民税所得割の額により区分	12,100円未満	7,300円	7,100円
第5		12,100円以上 24,200円未満	8,400円	8,200円
第6		24,200円以上 36,400円未満	9,500円	9,300円
第7		36,400円以上 48,600円未満	11,100円	10,900円
第8		48,600円以上 64,700円未満	13,000円	12,700円
第9		64,700円以上 80,800円未満	16,000円	15,700円
第10		80,800円以上 97,000円未満	19,000円	18,600円
第11		97,000円以上 121,000円未満	23,000円	22,600円
第12		121,000円以上 145,000円未満	28,000円	27,500円
第13		145,000円以上 169,000円未満	33,000円	32,400円
第14		169,000円以上 202,000円未満	38,000円	37,300円
第15		202,000円以上 235,000円未満	39,000円	38,300円
第16		235,000円以上 268,000円未満	40,000円	39,300円
第17		268,000円以上 301,000円未満	41,000円	40,300円
第18		301,000円以上 349,000円未満	42,000円	41,200円
第19		349,000円以上 397,000円未満	42,500円	41,700円
第20		397,000円以上	43,000円	42,200円

※小学校就学前の子どもに限らず2人以上の子どもを扶養している場合、第2子以降の保育料は0円とする。ただし、保育料に滞納がある場合には、上記表及び下記の基準に基づき算定された保育料を賦課する。
※小学校就学前の子どもについて、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目の保育料は半額、3人目以降の保育料は0円とする。
※認定子どもの属する世帯が、第3階層～第8階層（町民税所得割額 57,700 円未満に限る）である場合、生計を一にする子どもについて、最年長の子どもから順に第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は0円とする。
※認定子どもの属する世帯が、第3～7階層でひとり親世帯等の場合、保育料を 1,000 円軽減し、さらに半額とする。
※認定子どもの属する世帯が、第8階層及び第9階層（町民税所得割額 77,101 円未満に限る）でひとり親世帯等の場合、保育料を半額とする。
※認定子どもの属する世帯が、第3～9階層（町民税所得割額 77,101 円未満に限る）でひとり親世帯等の場合、生計を一にする子どもについて、最年長の子どもから順に第2子以降の保育料は0円とする。
※満3歳の誕生日の前日に2号の認定を受けた児童については、当該年度においては3号認定の区分を適用する。
※4～8月の保育料は前年度分、9～翌年3月の保育料は当該年度分の父母（状況により扶養義務者含む）の所得割課税額及び均等割課税状況により決定する。
※所得割の額は、税額控除（調整控除を除く）前の税額により決定する。

記入例

記入例に従って記入してください。
記載内容に変更がある場合は、二重線で消して訂正してください（訂正印不要）。
希望する施設を変更する場合は、記載されている施設名を二重線で消し、希望する施設名を記入してください（訂正印不要）。

★この申込書は、児童１人につき１枚必要です。

※第２･第３希望の記入がなかったり、第２･第３希望の欄に第１希望と同じ施設の記入をされても、第１希望での選考が有利になることはありません。

令和05年度保育関係施設利用申込書

令和○○年××月△△日
（あて先） 玉村町長

★提出日を記入してください。

※決定施設コードと番号
－
※施設利用期間
月 － 月

保育関係施設の利用につき次のとおり申し込みます。なお、保育の提供及び保育料の算定に必要な町が保有する個人情報（同居親族含む）を閲覧すること並びに利用（希望）施設へ利用申込情報等を提供することに同意します。

★保護者は町内に居住している方を記入してください。

保護者	住　所	佐波郡玉村町大字下新田201番地				
	（ふりがな） 氏　名	たまむら　たろう 玉村　太郎	電話（自宅・携帯・緊急連絡先） 父 ：090－○○○○－○○○○ 母 ：090－○○××－○○△△ 自宅 ：65－○○××			
	~~令和4年1月1日~~の住所	前橋市朝日町３丁目36-17 ハイツ前橋101				
申込児童	氏名（ふりがな）		生年月日	年齢	性別	家庭の状況
	たまむら　いちろう 玉村　一郎		平成 30年7月1日	4歳	(男)･女	☐ ひとり親家庭 ☑ 障がい者のいる家庭
施設名	第1希望	○○保育所	（希望理由）	姉が入所しているため		
	第2希望	▲▲保育所	（希望理由）	自宅から近いため		
	第3希望	××保育所	（希望理由）	勤務先に近いため		

★現住所と同じ場合は「同上」と記入してください。

★必ず第３希望まで記入してください（継続で同一施設を希望する場合は記入不要）。

★令和5年４月１日現在の年齢（P.8「保育所クラス年齢について」参照）

保育の利用を希望する期間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日 まで
利用調整の希望	※利用調整にあたり、希望をお聞かせください。 ①希望施設について ア）第1希望の施設以外は利用しない（利用できるまで待つ） (イ)希望した施設以外でも利用したい（利用できないと困る） ①兄弟姉妹について ア）別々の施設でも、希望順位の高い施設を優先したい (イ)希望順位は低くても、同じ施設を利用したい ウ）兄弟姉妹の利用はない

★利用年度の年度末を記入してください。

保育の利用を必要とする理由	両親等：父（ ① ）母（ ① ） ･･･下記の基準10択より選択し、不在の場合は×を記入してください。	利用児童の健康状態	健康･病弱(障害)･アレルギー･他 （ 身体障害者手帳３級 ）
保育を利用できる基準	①家庭外労働 ②家庭内労働 ③妊娠・出産 ④疾病・障害 ⑤親族の介護 ⑥災害復旧 ⑦求職活動 ⑧就学 ⑨虐待･DV ⑩その他（ ）		

★児童の健康状態に○を付け、病名・交付されている手帳名（等級）・ｱﾚﾙｷﾞｰの種類等を記入してください。

★入所する時の状況（予定）を記入してください。

申込児童の同居人	氏　名	申込児童との続柄	生年月日	性　別	職　業	備　考
	玉村　太郎	父	S60. 5. 1	(男)･女	会社員	
	玉村　春子	母	S59. 6. 1	男(女)	パート	
	玉村　夏美	姉	H29. 2. 1	男(女)	小学生	
	玉村　二郎	弟	R 2. 8. 1	(男)･女	保育所申込中	
	玉村　冬男	祖父	S33. 9. 1	(男)･女	無職	
	玉村　秋子	祖母	S34. 3. 1	男(女)	パート	
				男･女		
生活保護の状況	(適用なし)	適用あり （ 年 月 日 保護開始）				

★該当に○を付けてください。

★住民票が別でも、同居している人全員を記入してください。

家庭の状況

★該当に〇を付ける

★妊娠・出産等の場合は、その他に記入

	父親の状況	母親の状況
	常勤・パート・自営・農業・内職・求職中・不在 その他（　　）	常勤・パート・自営・農業・内職・求職中・不在 その他（　　）
勤務状況 常勤、パート 内職等	事業所住所　**〇〇市〇〇町** 事業所名　**〇〇電気㈱** 電話　**０２７（〇〇〇）〇〇〇〇** 就労日数(1ヶ月)　**２０**日 就労時間（　**８：００　～　１７：３０**　）	事業所住所　**〇〇市〇〇町** 事業所名　**△△商店** 電話　**０２７（〇〇〇）〇〇〇〇** 就労日数(1ヶ月)　**２０**日 就労時間（　**９：００　～　１７：３０**　）
自営業	経営者・従業員（どちらかに〇） 住所　**玉村町大字〇〇** 名称　**××工務店** 電話　**（６５）〇〇××** 就労日数(1ヶ月)　**２５**日 就労時間（　**８：００　～　１７：００**　）	経営者・従業員（どちらかに〇） 住所 名称 電話　（　　） 就労日数(1ヶ月) 就労時間（　　：　　～　　：　　）
農業	専従者・従業員（どちらかに〇） 農業の内容(耕地面積、作物、家畜内容等) **米・麦、３ｈａ** 就労日数(1ヶ月)　**２５**日 就労時間（　**８：００　～　１７：００**　）	専従者・従業員（どちらかに〇） 農業の内容(耕地面積、作物、家畜内容等) 就労日数(1ヶ月) 就労時間（　　：
出産前後	出産(予定)年月日　　年　月　日 復職予定（有・無）　〇〇年　〇〇月　〇〇日に(産休・育休)明け復職する予定	
疾病・介護	疾病・介護（どちらかに〇） 病人名 病名 障害、介護認定の有無（有・無） 年　月から入院・通院・自宅療養	疾病・介護（どちらかに〇） 病人名　**玉村　冬男** 病名　**〇〇病** 障害、介護認定の有無（有・無） 〇〇年〇〇月から入院・通院・自宅療養
就労予定	予定事業所名 予定年月日　〇〇年〇〇月〇〇日から	予定事業所名 予定年月日　　年　月　日から
求職中	外勤希望・内勤希望・その他 （パート含む）	外勤希望・内勤希望・その他 （パート含む）

★自営業の場合は記入

★農業の場合は記入

★産休・育休明けに復職の場合は記入

★疾病・介護の場合は記入

★就労内定している場合は記入

★本社等でなく、実際の勤務地を記入

★求職中で家庭外での就労希望の場合は外勤希望に〇を、内職希望の方は内勤希望に〇を付ける

	祖父母の状況(父方)	祖父母の状況(母方)
	祖父の状況	祖父の状況
氏名(年齢)	**玉村　冬男**　（６４歳）	**保育　三郎**　（５８歳）
住所	**玉村町大字下新田〇〇番地**	**玉村町大字板井〇〇番地〇**
勤務内容及び、現在の状況	**現在の状況　無職**	現在の状況　**会社員**
	祖母の状況	祖母の状況
氏名(年齢)	**玉村　秋子**　（６３歳）	**保育　花子**　（　歳）
住所	**同上**	
勤務内容及び、現在の状況	現在の状況　**パート**	現在の状況　**死亡**

★同居しておらず、不在の場合も死亡・離婚・入院中等の状況を記入

様式第１号

★この申込書は、児童１人につき１枚必要です。

教育・保育給付認定申請書（兼現況届）＜記入例＞

令和〇〇年××月△△日

保護者氏名 **玉村　太郎**

（宛先）玉村町長

次のとおり、子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付に係る認定について申請（届出）します。また、玉村町が子どものための教育・保育給付費等の認定に必要な市町村民税の情報（同居親族を含む）及び世帯情報を閲覧することや、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

ふりがな	たまむら　いちろう	生年月日	性別	障害者手帳等の有無
申請に係る児童氏名	**玉村　一郎**	平成　**30**年　**7**月　**1**日	(男)・女	身体障害手帳 **3** 級 療育手帳＿＿ 特別児童扶養手当＿＿級
個人番号	**9012 1234 5678**			
保護者住所・連絡先	現住所：**玉村町大字下新田201番地**			
	令和4年1月1日現在の住所：　□同上　**前橋市朝日町3丁目36－17　ハイツ前橋101**			
	連絡先℡：（自宅）**65－〇〇××**　（携帯）**090－〇〇××－〇〇△△（母）**			

★継続利用の場合は記入不要

保育の希望の有無	(有) →	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等（※1）において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む） 「有」に〇の場合は、以下①～③すべて記入してください。
	無 →	幼稚園等（※2）の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く） 「無」に〇の場合は、以下①、②について記入してください（③は記入不要です）。

（※1）「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。（以下同じ）

（※2）「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。

①　世帯の状況

★住民票が別でも、同居している人全員を記入してください

★入所する時の状況（予定）を記入してください

★継続利用の場合は記入不要

区分	ふりがな 氏　名	児童との続柄	生年月日	性別	職　業 又は 学校名等	前年度 （当年度） 市町村民税 課税の有無	個人番号
児童の同居人	たまむら　たろう **玉村　太郎**	**父**	**S60**年 **5**月 **1**日	(男)・女	**会社員**	(有)・無	**1234 5678 9101**
	たまむら　はるこ **玉村　春子**	**母**	**S59**年 **6**月 **1**日	男・(女)	**パート**	有・(無)	**5678 9101 2345**
	たまむら　なつみ **玉村　夏美**	**姉**	**H29**年 **2**月 **1**日	男・(女)	**小学生**	有・(無)	**2345 6789 1012**
	たまむら　じろう **玉村　二郎**	**弟**	**R 2**年 **8**月 **1**日	(男)・女	**保育所申込中**	有・(無)	**6789 1012 3456**
	たまむら　ふゆお **玉村　冬男**	**祖父**	**S33**年 **9**月 **1**日	(男)・女	**無職**	(有)・無	**3456 7891 0123**
	たまむら　あきこ **玉村　秋子**	**祖母**	**S34**年 **3**月 **1**日	男・(女)	**パート**	有・(無)	**7891 0123 4567**
			年　月　日	男・女		有・無	
家庭の状況	□ひとり親家庭　・　☑障がい者等のいる家庭　・　□左記以外						
生活保護の適用の有無	(適用無し)・適用有り（　　年　　月　　日保護開始）						

※父または母が児童と同居していない場合、その状況について以下に記入してください。

同居していない者の氏名等（ふりがな）	ふりがな　たまむら　たろう 氏名　**玉村　太郎**（続柄：(父)・母）	住　所	**〇〇県〇〇市〇町1－1**
	生年月日　**昭和60年　5月　1日**	個人番号	**1234 5678 9101**
同居していない理由	□死別　□離婚　☑単身赴任　□離婚調停中　□未婚 □その他（　　）		

★継続利用の場合は記入不要

★父または母が児童と同居していない場合、この欄に記入してください。

裏面も必ず記入してください

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

★小学校就学までのうち、施設の利用を希望する期間

利用を希望する期間	令和 **5**年 **4**月 **1**日 から □①令和 **6**年 **3**月 **31**日まで ☑②小学校就学前まで
利用を希望する施設（事業者）名	第１希望 **○○保育所**
	第２希望 **▲▲保育所**
	第３希望 **××保育所**

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由
	父	☑就労 □妊娠･出産 □疾病･障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □その他（ ）
★原則、父母の状況を記入してください	**母**	☑就労 □妊娠･出産 □疾病･障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □その他（ ）
保育の利用を希望する時間等	☑平日（月～金曜日）	（ **8：00** から **18：00** まで ）
	土曜日 ☑必要 □不要	（ **8：00** から **12：00** まで ）

※認定の結果によっては、施設利用可能時間が利用希望時間に満たない場合もあります。

＜ 以下は記入しないでください ＞ ----------

※町記載欄

受付年月日	年 月 日

認定の可否	認定者番号	認定区分等
可 ・ 否（否とする理由： ） 年 月 日認定		□１号 □２号 □３号 （□標 □短）
支給（入所）の可否		**支給（利用）期間**
可 ・ 否（否とする理由： ） [□施設型 □地域型 □特例施設型 □特例地域型]		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
入所施設（事業者）名		
□認定こども園（□連 □幼（□幼 □保） □保（□保 □幼） □地（□幼 □保）） □幼稚園 □保育所 □地域型（□小 □家 □居 □事）		
備 考		

※施設記載欄（施設（事業者）を経由して市町村に提出する場合）

受付年月日	年 月 日

施設（事業者）名	（事業所番号： ）
担当者氏名	
連 絡 先	
入所契約（内定）の有無	有 [契約・内定（令和 年 月 日契約（内定））] ・ 無
備 考	

（公　印　省　略）
令和　４年　９月　１日

保護者（給付認定申請者）　各位

玉村町長　石　川　眞　男
（子ども育成課）

認定通知書の送付時期について（通知）

日頃より、町保育行政につきまして、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

施設型給付費・地域型給付費等の認定結果の通知については、申請のあった日から３０日以内にしなければならないと、子ども・子育て支援法第２０条第６項に定められておりますが、同項のただし書きの規定を適用し、下記のとおりの取り扱いとさせていただきますので、ご了承ください。

記

１）交付時期
利用承諾通知書とあわせて送付

２）理由
認定事務に時間を要するため

３）その他
この通知は、認定の通知時期をお知らせするものであり、施設利用の審査や今後の施設利用等に影響を及ぼすものではありません。
不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞
玉村町役場子ども育成課
℡０２７０－６４－７７１９（直通）